

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

発行者情報

### 【公表日】

令和5年3月29日

### 【発行者の名称】

中央インターナショナルグループ株式会社

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役会長兼社長 大石 正徳

### 【本店の所在の場所】

佐賀県佐賀市唐人二丁目2番12-101号

### 【電話番号】

0952-37-6231

### 【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 池田 憲幸

### 【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

### 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 堆 誠一郎

### 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

### 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/news/>

### 【電話番号】

03-3971-3392

### 【取引所金融市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

### 【公表されるホームページのアドレス】

中央インターナショナルグループ株式会社

<http://www.cig-ins.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
  
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第29期	第30期	第31期
決算年月		令和2年12月	令和3年12月	令和4年12月
売上高	(千円)	727,032	691,687	700,851
経常利益	(千円)	18,453	34,855	35,248
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	28,994	21,666	29,219
包括利益	(千円)	3,033	36,852	57,584
資本金	(千円)	62,502	62,502	96,142
発行済株式数	(株)	3,337,960	3,337,960	3,607,083
純資産額	(千円)	519,403	539,803	629,813
総資産額	(千円)	1,754,454	1,760,262	1,790,921
1株当たり純資産額	(円)	162.82	172.34	190.28
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益金額	(円)	10.13	7.67	10.14
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	26.6	27.4	31.8
自己資本利益率	(%)	6.2	4.6	5.6
株価収益率	(倍)	17.8	32.6	29.6
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	20,560	22,115	44,032
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	89,962	△ 1,869	△ 7,106
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△ 116,845	△ 20,010	△ 34,055
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	75,975	76,209	79,079
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	79	80	76

(注) 1. 第29期、第30期及び第31期の連結財務諸表につきましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づいて、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

2. 第29期、第30期及び第31期の1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数について、保険外交員、出向社員及び契約社員は、実質的に常時雇用しておりますので、従業員数(平均人員)に含めております。尚、[外書]の平均臨時雇用人員数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。
5. 保険外交員(保険募集人)数は、第29期74人、第30期71人、第31期66人であります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

昭和49年現代表が佐賀市において損害保険代理店を個人創業、以後、顧客ニーズを的確に捉えた対面・訪問営業に力を注ぎ、その業容を拡大してまいりました。一般のお客様にはなかなかわかりづらい補償や特約内容のご説明、お客様の不安を速やかに解消し安心感をご提供する事故対応等、フットワークの軽い地元密着の姿勢を貫きとおすことが、今も私どもの保険営業の原点となっております。

他方、当社が属します保険業界におきましては、平成8年以来の規制緩和と自由化の進展が代理店の淘汰・統廃合を一気に加速させるにおよび、当社もスケールメリットの追求を目指し、個人・小規模代理店のグループ化を推し進めることとなりました。現代表が創業以来の個人代理店を中央保険サービス㈱として平成5年に法人化(注)した後、平成11年に(有)総合保険サービスを設立、平成13年には中央保険サービスを中央インターナショナルグループ㈱へ商号変更を行い、新たに同年中央保険サービスを設立しグループの業容拡大を図ってまいりました。

また、中核会社であります当社においては、(株)東北永愛友商事岩手、(有)東京中央サービス、(株)中央保険サービス、各社のグループ入りの他、地場代理店のアライアンス強化から経営統合等を進めました結果、グループ会社7社を擁するグループ企業体へと進展するに至っております。

なお当社は、平成26年7月14日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場いたしました。

(注) 当社は、平成4年1月に食品加工販売を主目的として設立されました。その後、食品加工販売事業を休止し、平成5年10月に中央保険サービス㈱に商号変更し、それまで現代表が個人組織として行っていた損害保険代理店事業を法人組織として開始しました。

年月	概要
平成 4 年 1 月	食品加工販売事業を主目的として(株)コスモフーズを設立(平成5年同事業は休止)
平成 5 年 10 月	(株)コスモフーズを中央保険サービス㈱へ商号変更
平成 11 年 4 月	(有)イシイへの資本参加(現連結子会社)
平成 11 年 7 月	(有)総合保険サービスを設立(現連結子会社)
平成 13 年 1 月	中央保険サービス㈱を中央インターナショナルグループ㈱へ商号変更 資本金1億5,000万円
〃	新たにグループ会社として中央保険サービス㈱を設立(現連結子会社)
平成 14 年 11 月	資本金3億円に増資
平成 16 年 8 月	資本金1億円に減資
平成 17 年 11 月	(株)東北永愛友商事岩手の株式を取得(現連結子会社)
平成 20 年 7 月	(有)東京中央サービスへの資本参加(現連結子会社)
平成 21 年 11 月	(有)Cig商事への資本参加(現連結子会社)
平成 22 年 8 月	(株)中央保険サービス設立 資本金1,000万円
平成 23 年 9 月	(有)唐津中央サービスへの資本参加(令和4年1月中央保険サービス㈱が吸収合併)
平成 24 年 9 月	資本金1億2,660万円に増資
平成 25 年 7 月	資本金1億5,940万円に増資
平成 26 年 4 月	北海道札幌市の拠点(株)中央保険サービス発足
〃	資本金1億7,440万円に増資
平成 26 年 7 月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
平成 27 年 10 月	資本金2億248万円に増資
平成 28 年 5 月	資本金2,000万円に減資
平成 29 年 12 月	資本金6,250万円に増資
令和 4 年 1 月	当社の完全子会社であった(有)唐津中央サービスを、中央保険サービス㈱が吸収合併
令和 4 年 8 月	資本金9,614万円に増資
令和 5 年 5 月	資本金2,000万円に減資(予定)

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社(中央インターナショナルグループ株式会社)、保険サービス事業を営む関係会社7社及び、不動産賃貸事業を営む関係会社1社、宅地建物事業1社より構成されております。

その主たる業務は、損害保険会社・生命保険会社との代理店委託契約に基づく保険代理店業務での保険サービス事業であり、売上の大部分が保険会社から支払われる代理店手数料収入であります。

営業拠点はグループ関係会社の支店も含め、佐賀県佐賀市・唐津市、東京都台東区・新宿区、岩手県北上市・盛岡市・一関市・宮古市、北海道札幌市・帯広市・釧路市・余市町において14か所におよんでおり、それぞれ地域に密着した保険外交員が、face to faceで提案・説明を行い、お客様に安心してご用命いただける体制としております。

次に、当社グループの収益を支えているのは不動産賃貸事業であり、収益確保の次なる柱として、今後も事業拡大を図っていく予定であります。

その他事業については、売上規模は僅少であり重要性に乏しいため、その他事業の内容及び系統図の記載を省略しております。

なお、詳細は、「第6経理の状況【連結財務諸表等】【注記事項】(セグメント情報等)」をご参照ください。

以上の事業の系統図は以下のとおりであります。

#### (1) 保険サービス事業



# 中央インターナショナルグループ基本戦略

## 規模の拡大を指向し、収益力の極大化を進める

当社グループの基本的な戦略は、営業人材の獲得や個人型代理店等の吸収による規模の拡大を進め、保険会社からの最高位の手数料率ランクを獲得することによって収益力を最大限にまで高めていこうとするものです。このためには、コンプライアンスを柱とした企業統治が有効に機能していくことにより、お客様、株主様、保険会社、従業員、保険外交員等、全てのステークホルダーの信頼を得るだけでなく、今後グループに参画しようとする人材や代理店にとっても大いに魅力のある企業体でなければなりません。当社グループはその企業体の魅力を強みとして最大限に生かし、手数料の自由化と規制緩和の外的要因に耐えうる、組織・体制の整備、財務内容の健全・効率化、お客様ニーズの変化に伴う新商品販売への対応等、更なるステップアップを目指してまいります。

## お客様にとって最適な商品と最高のサービスを提供する

当社グループの成長の原点は「お客様」です。お客様に「安心」「信頼」「満足」を届けるために、「No.1のプロ代理店グループへ」を当社グループの基本理念として掲げています。その実現にあたり大きな強みとなるのが、様々なお客様ニーズにトータルでお応えできる、商品の多様性であります。

当社グループでは、多彩な種類の保険を提供しております。お客様のライフスタイルに合わせ、伝統的な火災保険や自動車保険に加え、各種の賠償責任保険等、時代の変化に伴う新たなリスクに備えた新種保険や、様々な保険商品の提供を行える強みがあります。もちろんそのためには、お客様ニーズに的確に 대응する「人材」の育成が一番であるの言うまでもありません。この点においても、保険会社を交えた当社グループ内の定期的研修や勉強会の実施を通じて、保険分野以外の財務税務等、より広範な知識の吸収とより高いスキルの習得に努めてまいります。

商品の多様性を担保するもう一つのファクターは、当社グループ全体で、損保会社十数社、生保会社等十数社と代理店契約を結んでいる「(注)乗合代理店」であることです。お客様のご要望に沿った最適な商品をface to faceで、オーダーメイドで提供できるプロ代理店として、よりその機能を高めてまいります。

当社は、お客様のニーズに合わせた最適な保険設計をご提供するため、損害保険、生命保険各社と代理店契約を締結している乗合代理店であります。取扱保険会社は以下のとおりであります。

取扱保険会社(グループ全体)：令和4年12月31日現在)

### ● 損害保険会社

- ・ AIG損害保険株式会社
- ・ 東京海上日動火災保険株式会社
- ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・ 三井住友海上火災保険株式会社
- ・ 日新火災海上保険株式会社
- ・ 楽天損害保険株式会社
- ・ セコム損害保険株式会社
- ・ Chubb損害保険株式会社
- ・ ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- ・ ニューインディア保険会社
- ・ 損害保険ジャパン株式会社

### ● 生命保険会社

- ・ エヌエヌ生命保険株式会社
- ・ ソニー生命保険株式会社
- ・ 大同生命保険株式会社
- ・ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・ 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・ メットライフ生命保険株式会社
- ・ 日本生命保険相互会社
- ・ アメリカンファミリー生命保険会社
- ・ 朝日生命保険相互会社
- ・ はなさく生命保険株式会社
- ・ SOMPOひまわり生命保険株式会社
- ・ FWD生命保険株式会社

また、お客様にとって一番関心の高い自動車や火災の事故対応についても、保険会社と協働しながら最善の対応と事後処理のサポートをいたします。保険会社のみならず、当社グループの営業員も現場に出向く等、お客様の不安感の一扫とキメ細かなサポートを心がけています。これも、地域に密着しお客様に育てていただく当社グループの使命であると考えています。

(注)乗合代理店・・・2社以上の複数の保険会社と代理店契約を結ぶ保険代理店のことを指します。

(2) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、当社グループが既に保有している不動産、若しくは新たに不動産を購入し、それらを賃貸することで入居者より賃貸収入を得ております。確実な収益確保の手段として事業拡大のため、今後も良質な不動産購入には力を注いでいくこととしております。





4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 中央保険サービス株式会社	佐賀県 佐賀市	3,000	保険サービス事業	100.0	①役員の兼任 当社役員3名が当該子会社の役員を兼任しております。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をして おります。 ③資金貸借 当社は当該子会社より資金の 借入を行っております。
有限会社総合保険サービス	佐賀県 佐賀市	3,000	保険サービス事業	100.0	①役員の兼任 当社役員2名が当該子会社の役員を兼任しております。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をして おります。 ③資金貸借 当社は当該子会社より資金の 借入を行っております。
有限会社東京中央サービス	東京都 台東区	3,000	保険サービス事業	100.0	①役員の兼任 当社役員3名が当該子会社の役員を兼任しております。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をして おります。 ③資金貸借 当社は当該子会社より資金の 借入を行っております。
株式会社東北永愛友商事岩手	岩手県 北上市	20,000	保険サービス事業	52.5	①役員の兼任 当社役員2名が当該子会社の役員を兼任しております。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をして おります。 ③資金貸借 資金貸借はございません。
株式会社中央保険サービス	佐賀県 佐賀市	10,000	保険サービス事業	100.0	①役員の兼任 当社役員4名が当該子会社の役員を兼任しております。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をして おります。 ③資金貸借 当社は当該子会社宛に資金 の貸付を行っております。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
有限会社イシイ	佐賀県 佐賀市	10,000	不動産賃貸事業	100.0	①役員の兼任 当社役員2名が当該子会社の役員を兼任しております。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をして おります ③資金貸借 当社は当該子会社宛に資金 の貸付を行っております。
有限会社Cig商事	佐賀県 佐賀市	3,000	宅地建物事業	100.0	①役員の兼任 当社役員3名が当該子会社の役員を兼任しております。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をして おります ③資金貸借 当社は当該子会社宛に資金 の貸付を行っております。

- (注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメントの名称に記載された名称を記載しております。
2. 中央保険サービス株式会社、有限会社東京中央サービス、株式会社東北永愛友商事岩手、有限会社イシイ、有限会社総合保険サービス及び株式会社中央保険サービスは特定子会社に該当いたします。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 中央保険サービス株式会社、有限会社東京中央サービス、株式会社東北永愛友商事岩手及び有限会社イシイについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- これら連結子会社の当連結会計年度における主要な損益情報は、以下のとおりであります。

令和4年12月期 (単位:千円)

連結子会社	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
中央保険サービス株式会社	94,822	5,437	4,028	24,361	39,179
有限会社東京中央サービス	218,232	5,399	4,170	15,322	52,778
株式会社東北永愛友商事岩手	200,221	11,150	8,446	126,214	188,517
有限会社イシイ	93,087	17,690	△ 24,382	982,016	1,266,755

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状態

令和4年12月31日現在

従業員数(名)	76
---------	----

- (注) 1. 従業員数(名)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。また、保険外交員、出向社員及び契約社員は実質的に常時雇用しておりますので、これに加えております。  
尚、臨時従業員の総数(1日8時間換算)は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。
2. 当社グループにおいては、保険サービス事業及び不動産賃貸事業を行っておりますが、従業員数の全ては保険サービス事業に携わっており、不動産賃貸事業に携わる従業員は専従者がいないため0人です。

(2) 発行者の状態

令和4年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3	60.2	3.9	3,299

- (注) 1. 従業員数(名)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. パートタイマー従業員等の臨時従業員は、総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

(3) 労働組合の状態

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当連結会計年度(令和4年1月1日～令和4年12月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス「オミクロン型」が夏場より感染再拡大となり個人消費は回復ペースが鈍化しました。また、エネルギー・食料品などの価格上昇が家計の購買力を下押ししました。しかしながら、コロナ禍で積み上がった過剰貯蓄や政府の物価高対策が個人消費を支え、年末に向けて緩やかな回復基調となりました。

設備投資は企業設備の不足感が強まったことで増加基調となり、外需は水際対策の大幅な緩和を受けたインバウンド需要の回復を背景に増加しております。

ただし、今後、資源高が高止まりした場合、企業は収益が圧迫され、設備投資や賃上げ意欲が減退、家計でも賃上げが物価高を上回らない中では購買力が低下し景気は下振れの可能性も出てくると考えます。

新型コロナウイルス感染者の再拡大により、このコロナ禍では予防対策での外出自粛は継続せざるを得ず、当社グループの最大の強みである「face to face」の特色をお客様に対し十分発揮したとは言い難いものがあります。しかしながら、出来得る限り、お客様の様々なニーズに合わせた保険設計や事故時における迅速な対応などを通じて、きめ細かなお客様のサービスの浸透に努めました。また、当社のスケールメリットを生かし、既存営業拠点全国14箇所において営業基盤の拡大に引続き注力してまいりました。

当社グループの主な業務であります損害保険業界においては、若者の自動車離れから、自動車保険市場の縮小傾向が進むと予測され、損害保険市場には徐々に影響が出てくると考えられます。これに対して、若年層をターゲットにした保険商品の製品、コンセプト開発やマーケティング戦略の立案等が鍵となるといえます。

また、保険募集管理体制の一層の強化が求められるなか、規制緩和と自由化が進展し、代理店業界再編・統合等の動きも加速化し厳しい舵取りを迫られるものと思えます。

今後も厳しい経営環境が予想されますが、時代の変化に柔軟に粘り強く対応し、かつ、法令遵守の立場からも、さらなる組織態勢の整備・充実に努めてまいり所存であります。

また、不動産賃貸事業においては、住居系物件は少子高齢化等による人口減の観点から良質な物件を中心に物色してきました。商業物件につきましては中長期のテナント契約確保の観点から物件価格や賃料、入居ニーズなどバランスの取れた物件を中心に物色してきました。

以上のような状況において、当連結会計年度の業績は、連結売上高は対コロナ禍の影響もあり前年同期比9百万円増収の700百万円(対前年同期比1.3%増)となりました。損益に関しては、営業利益で7百万円(前年同期は営業損失4百万円)となり、経常利益では対前年同期比0.3百万円増(対前年同期比1.1%増)の35百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益では、対前年同期比7百万円増(対前年同期比34.9%増)の29百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

##### (保険サービス事業)

保険サービス事業につきましては、コロナ禍での感染防止のため積極的な対面販売には配慮しつつお客様のニーズに応じた保険設計や事故時における迅速な対応等を通じて、きめ細やかなお客様サービスの浸透に努めてまいりました。また、当社グループのスケールメリットを生かし全国14箇所の店舗において営業基盤の拡大を強化させてまいりました。この結果、当連結会計年度の売上高は対前年同期比9,607千円増収(+1.6%)の606,377千円となりました。セグメント利益は3,802千円増益(+14.0%)の30,912千円となりました。

##### (不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業につきましては、住居系物件の稼働が増加したことから、当連結会計年度の売上高は対前年同期比1,401千円増収(+1.5%)の93,678千円となりました。セグメント利益は売上増に伴い2,082千円増益(+11.1%)の20,933千円となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比較して2,869千円増加し、79,079千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は44,032千円(前期比21,916千円の増加)となりました。主な収入項目は、税金等調整前当期純利益の計上額41,242千円、主な支出項目は、利息の支払額10,817千円、法人税等の支払額8,551千円等であります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は7,106千円(前期比5,237千円の増加)となりました。主な収入項目は、投資有価証券の売却による収入31,409千円、保険積立金の払戻しによる収入28,876千円、定期預金の払戻しによる収入16,800千円、主な支出項目は、投資有価証券の取得による支出63,898千円、定期預金の預入による支出15,000千円、保険積立金の積立による支出7,556千円等であります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は34,055千円(前期比14,044千円の増加)となりました。主な収入項目は、新株式発行による収入67,280千円、社債の発行による収入27,000千円、主な支出項目は、長期借入金の返済による支出98,930千円、自己株式の取得による支出27,396千円等であります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

- (1) 生産実績  
該当事項はありません。
- (2) 受注実績  
該当事項はありません。
- (3) 販売実績  
当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
保険サービス事業	606,377	+1.6
不動産賃貸事業	93,678	+1.5
その他	794	△ 69.9
合計	700,851	+1.3

(注) 1. 事業間の取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
AIG損害保険株式会社	272,788	39.4	268,557	38.3
東京海上日動火災保険株式会社	110,419	16.0	112,950	16.1

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1)会社の経営の基本方針

当社グループは、自動車保険や火災保険をはじめとした各種損害保険、医療保険をはじめとした各種生命保険の代理店事業を行っております。損害保険・生命保険ともそれぞれ十数社との代理店契約を有する乗合代理店です。

グループでは、「お客さまの信頼に応え、お客様に安心と満足を提供する」ことをグループ全社の行動指針とし、地元密着をそのバックボーンとして、地域に根ざすグループ会社方式により運営を行っております。また、収益力の極大化を図るため、規模の拡大を指向するという基本戦略の下、順次、地域保険代理店の参画を進め、営業拠点の展開を図りながらグループの事業規模拡大に努めて参りました。

現在、営業拠点はグループ会社の支店も含め、佐賀県佐賀市・唐津市、東京都台東区・新宿区、岩手県北上市・盛岡市・一関市・宮古市、北海道札幌市・帯広市・釧路市・余市町において14か所で展開、営業人員も66人におよんでおります。

今後もさらに、地域に根ざす代理店事業の拡大と浸透を図っていく方針です。

#### (2)中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループが企業理念として掲げているのは「人を育てること」。「人」を通じてお客様の信頼に応え、安心と満足を提供する「NO.1のプロ代理店」でありたいと願っています。規模の拡大により、より多様な保険商品のラインナップを図っていくのはもちろんのこと、プラスアルファの付加価値を提供できるよう努めてまいります。また、その「人」を生かすための会社づくり、すなわち活力のある開かれた組織・体制の更なる整備もまた大きな課題であると認識しております。

以上の視点から、当社が対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

##### ①営業人材の確保・営業拠点の展開

営業規模・基盤の拡大という観点から、地域のお客様に身近な存在としての「営業人材」の獲得、および「営業拠点」の展開を推し進めてまいります。より一層、グループ会社相互のアライアンス強化に努めてまいります。

##### ②人材育成について

営業人材の確保と共に、その育成もまた大きな課題であると認識しております。各保険会社にも適宜サポートいただき、研修会や勉強会の実施を重ねておりますが、今後はよりステップアップした育成プログラムの組成や人事制度の整備を通じ、グループ全体のレベルアップを図ってまいります。

##### ③管理体制の整備

当社のみならずグループ全体が、法やルールに則り着実な成長を続けていくためには、管理体制の整備が欠かせません。グループ全体、および各会社が、その機能を最大限に発揮できる組織づくりは、働く人材にとっても大きな支えとなります。管理部門の更なる充実に向けても、人材確保や育成を含めた打ち手を継続して展開してまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状態等に影響を及ぼす可能性のある事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末(令和4年12月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 保険代理店手数料について

当社グループの収益は、その大半を各保険会社からの代理店手数料収入に拠っております。各保険会社とは、代理店委託契約に基づき、それぞれの保険会社の定める手数料率に従って計上がなされております。当社グループは、その規模の優位性を最大限に生かし、手数料収入の極大化に努めておりますが、この料率は保険会社の収益構造の変化、商品毎採算性の変動、代理店政策の変更等によっては、改訂・引下げ等が起こりうる場合も想定されます。そのため、これらの動向次第では、当社の業績、及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (2) 保険事業に係る法規制等について

当社、および当社グループ連結子会社7社のうち5社は、損害保険代理店及び生命保険募集人として「保険業法」に基づく登録を行っており、当該代理店登録(無期限)の維持・継続が、当社グループにおける保険サービス事業活動の前提事項となっております。そして、同法を始め関係法令、及び関係当局の監督等による規制、社団法人日本損害保険協会、及び社団法人生命保険協会による自主規制を受けた保険会社の指導等により保険事業を行っております。また、募集にあたっては、「保険業法」の他、「保険法」、「自動車損害賠償保障法」、「金融商品の販売等に関する法律」、「消費者契約法」、「不当景品類および不当表示防止法」等の関係法令に則って募集を行っております。特に、平成26年5月成立、同28年5月施行となった保険業法の一部改正におきましては、保険の信頼性確保のための「保険募集の基本的ルール」の創設、「保険募集人に対する規制の整備」が盛り込まれました。これにより、募集プロセスの各段階におけるきめ細かな対応の実現に向けた「積極的な顧客対応」を求める募集規制や、「保険募集人」に対し募集の実態に応じた体制整備を義務付ける規制が導入されることとなりました。

当社グループでは、社内および保険会社等の主催する社外の定期研修や勉強会、社内チェック体制の整備等を通じて、保険募集に関する管理・監督体制の強化を行い、最新の法改正への対応も含めた法令遵守の徹底に努めておりますが、万一、保険申込者、保険契約者、被保険者、関係当局、その他第三者等から、当社グループの保険募集の他、お客様サービス等の手法が、上記法令、またはその他関係法令等に反するとされた場合には、保険申込者もしくは保険契約者による保険契約申込の撤回、保険契約解除もしくは解約等による契約数の減少または保険申込者、保険契約者その他の第三者からの損害賠償請求等により、当社グループの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在該当事項はありませんが、上記法令の重大な違反その他当社営業担当または店主等による刑法違反等が発生した場合は、代理店登録の廃止、当局による代理店登録取消を含む行政処分等が発生し、当社グループの業績、及び事業の継続性自体に重大な影響を受ける可能性も有しております。

##### (3) 個人情報等の管理について

当社グループは、保険契約者のお客様を主とした多数の個人情報を保有しております。この情報につきましては、関係法令に適った個人情報保護規程を制定しその運用の徹底に努めております。また、この個人情報の他、各種社内情報等を含めた情報セキュリティ管理規程を定め、厳正な管理を遂行しておりますが、何らかの予期せぬ事由によりこれら個人情報が社外に流出した場合には、信用失墜や損害賠償等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 保険会社との関係について

###### ① 保険会社との代理店契約の影響について

当社、および当社グループ連結子会社7社のうち5社は、保険業法に基づく代理店登録を前提として、保険会社各社と無期限の代理店委託契約を締結しております。現在該当事項はありませんが、上記法令違反等の理由により、代理店としての募集行為に重大な問題があると判断された場合、代理店委託契約の解除事由となる場合があり、当社グループの業績、及び事業の継続性自体に重大な影響を受ける可能性があります。

###### ② 保険会社の財政状態による影響について

当連結会計年度において、当社グループの売上高の殆どは保険契約に係る保険代理店手数料に拠っておりますが、取引する保険会社の財政状況の悪化や、また万一、当該保険会社が破綻したとき等には、当該保険会社に係る当社グループの保有保険契約が失効・解約されること等により、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

###### ③ 特定の保険会社への依存について

当社グループの保険サービス事業は、AIG損害保険株式会社の保険商品を取扱う比率が高く、その保険代理店手数料収入は、当連結会計年度において、当社グループの売上高の38.3%を占めております。従って、AIG損害保険株式会社及びその保険商品に対する風評等により、当社グループの新規保険契約件数、保有保険契約の継続率等が影響を受ける可能性もあります。同様に、当社グループの事業及び経営成績等は、同社の営業政策・方針の変更等により、影響を受ける可能性もあります。

(5) システムのリスクについて

当社グループは、保険契約者のお客様を主とした多数の個人情報をはじめとして、各種の重要な社内情報を当社のサーバーに保有しておりますことから、これらの情報の保護、管理が極めて重要になります。そのため当社グループでは、これらの情報の消失や社外への漏洩がないよう、厳正なパスワード設定や不正アクセスの防止を行うとともに、サーバーのチェックを常時行っております。しかしながら、災害や事故、不正アクセス、ウィルスやハッキング、当社社員の過失等を原因として、情報の漏洩、消失等が起こる可能性があります。このような場合、社会的に当社の信頼を損なうだけではなく、お客様や保険会社等からの損害賠償請求、訴訟により当社グループの業績にも多大な損害を与える事態が起こる可能性があります。

またシステム機器の運用管理におきましても、データのバックアップ保持や停電防止装置等により、不意のシステムダウンに備えておりますが、自然災害や事故等の状況如何によっては、当社の営業に大きな支障を来す恐れも予想され、当社の事業の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役会長兼社長であります大石正徳は、当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) グループ組織について

当社グループは、連結子会社7社を抱え、その所在は北海道から九州までの広範な地域に及んでおり、また、保険の募集人を主とした営業人員＝保険外交員の数もグループ全体で66人に上っております。したがって、これらグループ会社の管理、および事業従事者の管理を始めとしたグループガバナンス体制の整備・強化が重要な課題となります。これらガバナンスの維持強化につきましては、関係会社管理規程を定め、親会社である当社内にグループ会社管理の担当役員を配置しており、一層注力してまいります。さらに、今後の事業拡大や成長戦略を描く上で、事業推進に適した優秀な人材の確保、及び組織体制の更なる充実が必須であることも認識しており、積極的に優秀な人材を採用していく方針であります。しかしながら、当社の求める人材が適時に確保できない場合、組織的対応および管理体制の強化が順調に進まない場合は、当社の今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

< J-Adviser契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。））に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生（当該手続きが実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続きによる場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。



なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
- イ 法律の規定に基づく再生手続又は再生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として 裁判所の許可を得ているものであることを証する書面
  - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

## ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものではないこと。
  - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

## ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
  - c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はaから前gまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主と取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
  - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。)
  - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
  - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
  - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
  - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることになる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

- ⑯ 全部取得  
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得  
特別支配株主が当社のTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 反社会的勢力の関与  
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。
- ⑲ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

保険代理店委託契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約期間	契約内容
中央インターナショナルグループ株式会社	AIG損害保険株式会社	東京都千代田区	※平成5年10月26日～無期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険募集に関するもの</li> <li>・保険契約の維持・管理に関するもの等</li> </ul>

※AIG損害保険株式会社との契約期間の開始時期は、旧AIU損害保険株式会社との保険代理店委託契約の開始時期を記載しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末(令和4年12月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて30百万円増加し、17億90百万円となりました。

流動資産については、前連結会計年度末に比べて2百万円減少しておりますが、通常の企業活動による一時的な減少によるものです。

固定資産については、有形固定資産が主に建物及び構築物等の減価償却により前連結会計年度末に比べて29百万円の減少となりましたが、投資その他の資産では、長期貸付金の回収10百万円減少したものの、投資有価証券の68百万円増加等により前連結会計年度末に比べて62百万円の増加となりました。その結果、前連結会計年度末に比べて32百万円増加しております。

当連結会計年度末における負債合計は11億61百万円となり、前連結会計年度末に比べて59百万円の減少となりました。

流動負債については、主に1年内の償還予定の社債が増加したことにより前連結会計年度末に比べて15百万円増加となっております。

固定負債については、主に、前連結会計年度末に比べて長期借入金が約定返済等により93百万円減少しておりますが、社債は12百万円増加しております。その結果、前連結会計年度末に比べて74百万円減少しております。

当連結会計年度末における純資産合計は6億29百万円となり、前連結会計年度末に比べて90百万円の増加となりました。

これは、新株発行による資本の増加67百万円や利益剰余金(親会社株主に帰属する当期純利益)29百万円の確保及び株式相場の持ち直しによりその他有価証券評価差額金が24百万円が増加した一方、自己株式27百万円購入により減少したことによります。

### (3) 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は7億円(前年同期比1.3%増)となりました。

営業費用は、6億92百万円(前年同期比0.4%減)となりました。

以上の結果、営業利益は7百万円(前年同期は営業損失4百万円)、経常利益は35百万円(前年同期比1.1%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は29百万円(前年同期比34.9%増)となりました。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

### (5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

#### 第4 【設備の状況】

##### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において重要な設備投資等及び重要な設備の除去、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

令和4年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び構 築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社事務所 (佐賀県佐賀市)	保険サービス 事業	車両及び統括 事務所備品	-	1,312	-	0	1,312	3

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品の合計であります。  
 3. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)	月間賃借料 (千円)
本社事務所 (佐賀県佐賀市)	保険サービス 事業	事務所土地・建物	3,140	262

(2) 国内子会社

令和4年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物、及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
中央保険サービス㈱ (佐賀県佐賀市)	保険サービス 事業	事務所設備	-	654	-	0	654	10
㈲総合保険サービス (佐賀県佐賀市)	保険サービス 事業	事務所設備	-	0	-	81	81	5
㈲東京中央サービス (東京都台東区)	保険サービス 事業	事務所設備	-	-	-	0	0	28
㈱東北永愛友商事 岩手 (岩手県北上市)	保険サービス 事業	事務所設備	52,866	0	52,491 (666)	6,799	112,158	20
㈲イシイ (佐賀県佐賀市)	不動産賃貸 事業	賃貸土地 建物	358,829	3,129	573,531 (19,342)	309	935,799	-
㈱中央保険サービス (札幌市中央区)	保険サービス 事業	事務所設備	-	2,726	-	-	2,726	10
㈲Cig商事 (佐賀県佐賀市)	宅地建物 事業	事務所設備	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、一括償却資産及びリース資産の合計であります。

### 3 【設備の新設、除去等の計画】

- (1) 重要な設備等の新設等  
重要な設備等の新設等の予定はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
重要な設備の除却等の予定はありません。



第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (令和4年12月31日)	公表日現在発行数(株) (令和5年3月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,392,917	3,607,083	3,607,083	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,392,917	3,607,083	3,607,083	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和4年8月12日 (注)	269,123	3,607,083	33,640	96,142	33,640	561,102

(注) 有償株主割当増資

割当比率 1:0.1  
発行株数 269,123株  
発行価額 250円  
資本組入額 125円

## (6) 【所有者別状況】

令和4年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	-	10	-	-	38	49	-
所有株式数 (単元)	-	200	-	22,276	-	-	13,589	36,065	583
所有株式数の割合 (%)	-	0.55	-	61.77	-	-	37.68	100.00	-

(注) 自己株式613,500株は「個人その他」に6,135単元含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

令和4年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
特定非営利活動法人Cig塾	佐賀市高木瀬東2丁目2-35	1,121,700	37.47
有限会社KIMアセント	佐賀市高木瀬東2丁目2-36	915,300	30.58
石井 露	佐賀県佐賀市	271,400	9.07
大石 禅	佐賀県佐賀市	198,000	6.61
株式会社うけがわ	佐賀市諸富町大字山領467番地9	131,800	4.40
石井 正登	佐賀県佐賀市	36,921	1.23
中村 紀寿	福岡県大川市	36,900	1.23
大石 正徳	佐賀県佐賀市	25,500	0.85
大石 秀子	佐賀県佐賀市	22,000	0.73
大坪 紀美子	佐賀県佐賀市	22,000	0.73
計	-	2,781,521	92.92

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
2. 上記のほか、自己株式が613,500株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 613,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,993,000	29,930	-
単元未満株式	普通株式 583	-	-
発行済株式総数	3,607,083	-	-
総株主の議決権	-	29,930	-

② 【自己株式等】

令和4年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 中央インターナショナルグループ㈱	佐賀県佐賀市唐人二丁目2番12-101号	613,500	-	613,500	17.01
計	-	613,500	-	613,500	17.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和4年9月14日)での決議状況 (取得期間 令和4年9月15日)	76,100	27,396,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	76,100	27,396,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	613,500	-	-	-

### 3 【配当政策】

当社グループは、剰余金の配当の回数について、原則として期末配当の年1回を基本方針としております。株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、今後の成長に向けた営業の拠点インフラ整備及び営業人材への投資を機動的に行い、事業規模の拡大と経営基盤の安定に向けた投資等の資金需要を勘案し、長期的な事業展望に備えて内部留保を優先することを第一としております。内部留保資金につきましては、今後必要に応じて有効に活用していく所存であります。よって、当期配当につきましては、上記方針から実施しておりません。

なお、剰余金の配当につきましては、会社法第454条第5項の規定に基づき取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。期末配当につきましては、株主総会が決議機関となります。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第29期	第30期	第31期
決算年月	令和2年12月	令和3年12月	令和4年12月
最高(円)	225	320	360.0
最低(円)	180	160	286.4

(注) 東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和4年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	310.0	360.0	—	—	300.0	—
最低(円)	310.0	360.0	—	—	300.0	—

(注) 1. 東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。  
2. 令和4年9月、10月及び12月については、売買実績がありません。

5 【役員 の 状 況】

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	会長兼社長	大石 正徳	昭和23年10月23日	昭和46年9月 平成4年1月 (有)イシイ入社 当社設立 代表取締役会長 兼社長 (現任)	(注)1	(注)3	25,500
代表取締役	専務	大坪 紀美子	昭和28年12月20日	昭和53年10月 平成4年1月 平成13年3月 令和4年3月 (有)イシイ入社 当社 取締役 当社 代表取締役常務 当社 代表取締役専務 (現任)	(注)1	(注)3	22,000
取締役	営業部長	請川 純彦	昭和44年5月23日	平成11年 7月 平成25年3月 (有)総合保険サービス設立 当社 取締役営業部長 (現任)	(注)1	(注)3	6,000
取締役	—	石井 露	昭和50年6月2日	平成13年1月 令和2年3月 中央保険サービス(株)入社 当社 取締役 (現任)	(注)1	—	271,400
取締役	管理部長	池田 憲幸	昭和31年2月23日	昭和54年4月 平成28年3月 (株)佐賀共栄銀行入行 当社 取締役管理部長 (現任)	(注)1	(注)3	1,738
取締役 (非常勤)	—	植松 典夫	昭和22年8月27日	昭和48年4月 平成26年3月 AIU保険会社入社 当社 取締役 (現任)	(注)1	—	11,800
取締役 (非常勤)	—	今野 昌浩	昭和30年2月12日	昭和63年6月 平成元年1月 平成26年3月 AIU保険会社盛岡営業所入社 (株)東北永愛友商事岩手入社 当社 取締役 (現任)	(注)1	—	1,425
監査役	—	山田 昭男	昭和23年10月2日	昭和42年4月 平成31年2月 九州電力佐賀支店入社 当社 監査役 (現任)	(注)2	(注)3	2,376
計							342,239

- (注) 1. 取締役の任期は、令和3年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、令和3年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和7年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 令和4年12月期における役員報酬の総額は45,800千円を支給しております。
4. 取締役の石井露は代表取締役会長兼社長である大石正徳の子であります。
5. 役員の関係会社における重要な兼職の状況は以下のとおりです。

役名	職名	氏名	重要な兼職の状況	就任年月
代表取締役	会長兼社長	大石 正徳	有限会社Cig商事 代表取締役 株式会社東北永愛友商事岩手 代表取締役	平成29年9月 平成17年11月
代表取締役	専務	大坪 紀美子	中央保険サービス株式会社 代表取締役 株式会社東北永愛友商事岩手 代表取締役 有限会社東京中央サービス 代表取締役 株式会社中央保険サービス 代表取締役	平成13年 1月 平成17年11月 平成20年 7月 平成22年 8月
取締役	営業部長	請川 純彦	有限会社総合保険サービス 代表取締役	平成11年 7月
取締役	管理部長	池田 憲幸	有限会社Cig商事 代表取締役	平成28年 3月
取締役	—	石井 露	中央保険サービス株式会社 代表取締役	平成22年 11月
取締役(非常勤)	—	植松 典夫	有限会社東京中央サービス 代表取締役	平成20年 7月

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社、および当社グループは、その企業価値を高め地域のお客様に貢献しうる企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。特にその販売する商品が「金融商品」でありますことから、関連法規・規則等の遵守は言うまでもなく、牽制機能が働く、公正・透明な経営が確保されるよう、従来以上に組織体制の整備に注力していく所存であります。

また、当社、及び当社グループの事業活動の要となります「人」にとっても、企業は大きな後ろ盾であります。堅確・公正な経営を維持するのみならず、急速な環境変化にも即応できる意思決定の仕組み、人の成長→企業の成長→人の成長といった循環を促進する育成プログラム等においても、その課題に積極的に対処していくことが大きな意味でのコーポレート・ガバナンスであることを認識し取り組んでまいります。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1)取締役会

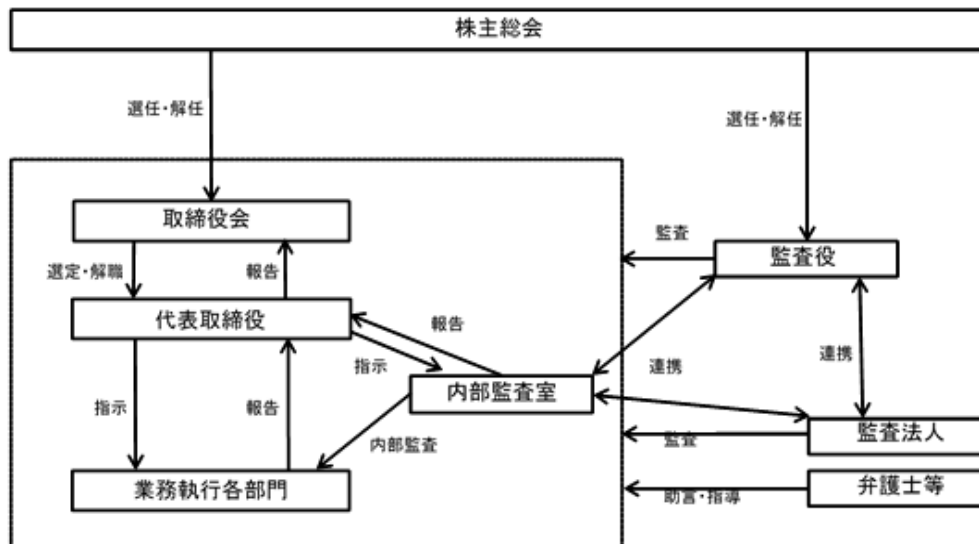
取締役会は常勤取締役5名、非常勤取締役2名で構成されており、経営の意思決定を行い、取締役の職務執行状況を監督しております。原則として毎月1回開催する他、必要に応じて随時、臨時取締役会を招集しております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2)監査役

監査役は1名を選任しており、取締役会や毎週開催される経営幹部の出席する経営会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制としております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

3)当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制のしくみは、下記のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の概略図



4)内部統制システムの整備状況

当社は、組織規程、および職務権限規程他関連諸規程の遵守により、意思決定の権限を明確にし、業務を合理的に区分することで内部の牽制が適正に機能するよう努めております。さらには、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての役職員や使用人が法令遵守のもと、公正で高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であるとの観点から、研修会・勉強会を通じてコンプライアンスの啓発・指導に力を注いでおります。

5) 内部監査及び監査役監査の状況

当社は業務の改善を推進するため、内部監査室を設置し内部監査担当者1名を配置、当社のみならずグループ会社全体の内部監査を実施していく体制としております。年間計画に基づく定期監査の結果は、改善報告とともに社長宛に報告されることとなっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、監査役往査の実施、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を通じて、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることといたしております。

6) 財務諸表監査の状況

当事業年度において財務諸表監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名等	
有限責任監査法人トーマツ	指定有限責任社員・業務執行社員	照屋 洋平

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

注) 継続監査は、平成25年12月期以降であります。

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士2名 その他2名

③リスク管理体制の整備状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿って業務を遂行することにより、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、保険会社を通じ親密な関係を保つ地元弁護士からも適宜重要な法律問題についてアドバイスを受け、法的リスクの回避・軽減に努めております。

④監査役との関係

当社では、監査役1名を選任しておりますが、当社との人的関係・資本的关系・取引関係、又はその他利害関係は一切ありません。

⑤取締役及び監査役の定義

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑥役員報酬の内容

令和4年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員 数(名)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	退職慰労金	
取締役	45,200	45,200	-	-	-	6
監査役	600	600	-	-	-	1

(注) 1. 取締役の人員6名には、令和5年1月23日付けで退任した石川倫郎も含まれます。

2. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、令和5年3月24日開催の第31期定時株主総会において、90,000千円と定められております。また、株主総会決議による監査役の報酬限度額は、平成19年2月26日開催の第15期定時株主総会において、5,000千円と定められております。

⑦取締役会の決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。



⑧株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営をおこなうことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう旨を定款に定めております。

⑨取締役及び監査役の実任免除

当社では、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議により免除できる旨を定款に定めております。

⑩社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件について該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

⑪中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、資本政策を機動的に行うために、会社法第165条第2項の規定による市場取引等による自己株式の取得を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

⑬株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)		当事業年度 (千円)		
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	1,264	1,264	-	-	-
非上場株式以外の株式	179,522	248,441	10,790	5,158	8,486

⑭利益相反取引について

当社は、当社と当社取締役との間で利益相反のおそれがある取引を行う場合、取引内容及び条件の妥当性について当該取締役を除く取締役会で決議することにより、取引の公平性を確保しております。

⑮支配株主との取引について

当社は現在において支配株主との取引はなく、そして今後も支配株主との取引を行う予定はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	3,200	-
連結子会社	-	-
計	3,200	-

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、連結会計年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)		当連結会計年度 (令和4年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		86,159		87,229
売掛金		60,764		60,529
その他		19,276		16,370
流動資産合計		166,200		164,129
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物(純額)	※2	443,705	※2	411,695
機械装置及び運搬具(純額)		7,635		7,822
土地	※2	627,458	※2	626,023
その他(純額)		3,727		7,191
有形固定資産合計	※1	1,082,526	※1	1,052,732
無形固定資産				
その他		1,871		1,777
無形固定資産合計		1,871		1,777
投資その他の資産				
投資有価証券		180,787		249,706
長期貸付金		253,284		242,329
保険積立金		43,807		44,068
その他		31,784		36,177
投資その他の資産合計		509,663		572,281
固定資産合計		1,594,061		1,626,791
資産合計		1,760,262		1,790,921

(単位:千円)

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)		当連結会計年度 (令和4年12月31日)	
負債の部				
流動負債				
1年内償還予定の社債		—		15,000
1年内返済予定の長期借入金	※2	89,570	※2	84,493
未払金		63,090		62,594
未払法人税等		5,263		4,892
その他		41,045		47,212
流動負債合計		198,969		214,193
固定負債				
社債		15,000		27,000
長期借入金	※2	967,749	※2	873,895
その他		38,738		46,018
固定負債合計		1,021,488		946,914
負債合計		1,220,458		1,161,107
純資産の部				
株主資本				
資本金		62,502		96,142
資本剰余金		527,462		561,102
利益剰余金		126,281		148,991
自己株式		△ 210,825		△ 238,221
株主資本合計		505,420		568,015
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		△ 22,785		1,592
その他の包括利益累計額合計		△ 22,785		1,592
非支配株主持分		57,168		60,205
純資産合計		539,803		629,813
負債純資産合計		1,760,262		1,790,921

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	
売上高		691,687		700,851
営業費用	※1	695,895	※1	692,944
営業利益又は営業損失(△)		△ 4,208		7,906
営業外収益				
受取利息		5,428		5,183
受取配当金		10,294		10,790
売電収入		2,238		1,911
受取保険金		31,702		21,567
助成金収入		1,248		—
その他		2,007		883
営業外収益合計		52,920		40,336
営業外費用				
支払利息		12,517		11,013
その他		1,338		1,980
営業外費用合計		13,856		12,994
経常利益		34,855		35,248
特別利益				
固定資産売却益		—	※2	835
投資有価証券売却益		—		5,158
特別利益合計		—		5,993
特別損失				
投資有価証券売却損		659		—
特別損失合計		659		—
税金等調整前当期純利益		34,195		41,242
法人税、住民税及び事業税		8,647		8,180
法人税等調整額		△ 335		△ 144
法人税等合計		8,312		8,036
当期純利益		25,882		33,206
非支配株主に帰属する当期純利益		4,216		3,987
親会社株主に帰属する当期純利益		21,666		29,219

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
当期純利益	25,882	33,206
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,969	24,378
その他の包括利益合計	※1 10,969	※1 24,378
包括利益 (内訳)	36,852	57,584
親会社株主に係る包括利益	32,635	53,597
非支配株主に係る包括利益	4,216	3,987

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,502	527,462	104,615	△ 194,848	499,731
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			21,666		21,666
自己株式の取得				△ 15,977	△ 15,977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	21,666	△ 15,977	5,689
当期末残高	62,502	527,462	126,281	△ 210,825	505,420

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△ 33,754	△ 33,754	53,426	519,403
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				21,666
自己株式の取得				△ 15,977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,969	10,969	3,741	14,711
当期変動額合計	10,969	10,969	3,741	20,400
当期末残高	△ 22,785	△ 22,785	57,168	539,803



当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,502	527,462	126,281	△ 210,825	505,420
会計方針の変更による累積的影響額			△ 6,509		△ 6,509
会計方針の変更を反映した当期首残高	62,502	527,462	119,772	△ 210,825	498,910
当期変動額					
新株の発行	33,640	33,640			67,280
親会社株主に帰属する当期純利益			29,219		29,219
自己株式の取得				△ 27,396	△ 27,396
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	33,640	33,640	29,219	△ 27,396	69,104
当期末残高	96,142	561,102	148,991	△ 238,221	568,015

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△ 22,785	△ 22,785	57,168	539,803
会計方針の変更による累積的影響額				△ 6,509
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 22,785	△ 22,785	57,168	533,294
当期変動額				
新株の発行				67,280
親会社株主に帰属する当期純利益				29,219
自己株式の取得				△ 27,396
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,378	24,378	3,037	27,415
当期変動額合計	24,378	24,378	3,037	96,519
当期末残高	1,592	1,592	60,205	629,813

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	34,195	41,242
減価償却費	37,587	37,800
受取利息及び受取配当金	△ 15,722	△ 15,974
支払利息	12,517	11,013
受取保険金	△ 31,587	△ 21,567
助成金収入	△ 1,248	—
投資有価証券売却益	—	△ 5,158
投資有価証券売却損	659	—
固定資産売却益	—	△ 835
売上債権の増減額(△は増加)	81	235
未払金の増減額(△は減少)	△ 3,917	△ 495
その他	△ 6,509	1,166
小計	26,056	47,427
利息及び配当金の受取額	15,722	15,974
利息の支払額	△ 12,306	△ 10,817
助成金の受取額	1,248	—
法人税等の支払額	△ 8,605	△ 8,551
営業活動におけるキャッシュ・フロー	22,115	44,032
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△ 13,100	△ 15,000
定期預金の払い戻しによる収入	8,650	16,800
投資有価証券の取得による支出	△ 12,647	△ 63,898
投資有価証券の売却による収入	9,830	31,409
保険積立金の積立による支出	△ 2,534	△ 7,556
保険積立金の払戻による収入	72,390	28,876
固定資産の取得による支出	△ 68,457	△ 6,321
固定資産の売却による収入	—	2,271
貸付金の回収による収入	11,675	10,737
その他	△ 7,677	△ 4,425
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,869	△ 7,106
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	94,560	—
長期借入金の返済による支出	△ 111,911	△ 98,930
社債の発行による収入	15,000	27,000
新株発行による収入	—	67,280
自己株式の取得による支出	△ 15,977	△ 27,396
その他	△ 1,682	△ 2,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,010	△ 34,055
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	234	2,869
現金及び現金同等物の期首残高	75,975	76,209
現金及び現金同等物の期末残高	※ 76,209	※ 79,079

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社名は、「第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、記載を省略しています。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### a その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～17年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

生命保険代理店手数料及び損害保険代理店手数料

保険サービス事業においては、保険契約者のニーズに応じて、保険契約者に対し保険契約の取次を行う義務を負っております。

保険契約者に対し保険契約の取次を行う義務については、保険契約の取次後、保険契約が有効となった時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

また、取引価格の算定において、保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を返金することが契約に定められているものについては、過去の実績等により解約返戻金を見積り取引価格に含め、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

#### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

#### (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、保険サービス事業において、今後の解約により生ずると見積られる解約返戻金について、収益から控除するとともに、返金負債を計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当該会計方針の変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は 6,509 千円減少しております。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月 4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月 4日)第 44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	357,194千円	394,082千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
建物及び構築物	394,823千円	366,955千円
土地	620,506千円	620,506千円
計	1,015,330千円	987,461千円

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	89,571千円	84,493千円
長期借入金	948,723千円	866,233千円
計	1,038,295千円	950,727千円

(連結損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
役員報酬	128,000千円	125,760千円
外交員給与	186,326千円	177,345千円
給料及び手当	116,857千円	120,510千円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
土地	—	835千円
計	—	835千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	10,310千円	36,429千円
組替調整額	659千円	△ 5,158千円
税効果調整前	10,969千円	31,271千円
税効果額	—	△ 6,893千円
その他有価証券評価差額金	10,969千円	24,378千円
その他の包括利益合計	10,969千円	24,378千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,337,960	-	-	3,337,960

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	476,100	61,300	-	537,400

(変動事由の概要)

令和3年5月12日の取締役会決議による自己株式の取得61,300株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,337,960	269,123	-	3,607,083

(変動事由の概要)

令和4年6月8日の取締役会決議により令和4年8月12日株主割当増資269,123株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	537,400	76,100	-	613,500

(変動事由の概要)

令和4年9月14日の取締役会決議による自己株式の取得76,100株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
現金及び預金	86,159千円	87,229千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 9,950千円	△ 8,150千円
現金及び現金同等物	76,209千円	79,079千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針  
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格等の変動リスクに晒されております。  
借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係る管理体制  
① 信用リスク  
当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理の方針に準じて、同様の管理を行っております。  
② 市場リスクの管理  
投資有価証券である株式は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。  
③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理  
当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
前連結会計年度(令和3年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① その他有価証券	179,522	179,522	—
(2) 長期貸付金(1年内回収予定長期貸付金を含む)	264,021	264,021	—
資産計	443,543	443,543	—
(1) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	15,000	14,987	△ 12
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,057,320	1,057,297	△ 22
負債計	1,072,320	1,072,284	△ 35

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	1,264

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(\*3) 長期貸付金の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	10,737	45,161	61,773	146,348
合計	10,737	45,161	61,773	146,348

(\*4) 社債・長期借入金の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	15,000	—	—	—	—
長期借入金	89,570	84,493	84,728	84,965	84,850	628,711
合計	89,570	99,493	84,728	84,965	84,850	628,711



当連結会計年度(令和4年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)有価証券及び投資有価証券			
① その他有価証券	248,441	248,441	—
(2) 長期貸付金(1年内回収予定長期貸付金を含む)	253,284	253,284	—
資産計	501,725	501,725	—
(1) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	42,000	41,947	△ 52
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	958,389	958,187	△ 201
負債計	1,000,389	1,000,135	△ 254

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	1,264

(\*3) 長期貸付金の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	10,954	46,073	63,020	133,235
合計	10,954	46,073	63,020	133,235

(\*4) 社債・長期借入金の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	15,000	27,000	—	—	—	—
長期借入金	84,493	84,728	84,965	84,850	77,951	541,400
合計	99,493	111,728	84,965	84,850	77,951	541,400

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(令和4年12月31日)

区分	時価(千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	248,441	—	—	248,441
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	248,441	—	—	248,441

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(令和4年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	—	253,284	—	253,284
資産計	—	253,284	—	253,284
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	—	41,947	—	41,947
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	958,187	—	958,187
負債計	—	1,000,135	—	1,000,135

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。但し、市場金利に連動する変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

社債・長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和3年12月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	179,522	202,307	△ 22,785
小計	179,522	202,307	△ 22,785
合計	179,522	202,307	△ 22,785

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,264千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度(令和4年12月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	211,183	188,997	22,185
小計	211,183	188,997	22,185
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	37,258	50,957	△ 13,699
小計	37,258	50,957	△ 13,699
合計	248,441	239,954	8,486

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,264千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自令和3年1月1日 至令和3年12月31日)

区分	売却額(千円)	売却益(千円)	売却損(千円)
株式	9,830	-	659
計	9,830	-	659

当連結会計年度(自令和4年1月1日 至令和4年12月31日)

区分	売却額(千円)	売却益(千円)	売却損(千円)
株式	31,409	5,158	-
計	31,409	5,158	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
繰延税金資産		
減損損失	18,161千円	8,912千円
其他有価証券評価差額金	7,373千円	2,553千円
其他	7,265千円	14,220千円
繰延税金資産小計	32,801千円	25,686千円
評価性引当額	△ 32,230千円	△ 25,051千円
繰延税金資産合計	570千円	635千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	672千円	593千円
其他有価証券評価差額金	—	6,893千円
繰延税金負債合計	672千円	7,486千円
繰延税金資産(負債)純額	△ 102千円	△ 6,851千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年12月31日)	当連結会計年度 (令和4年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.1%	34.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0%	△1.6%
住民税均等割	4.2%	3.3%
評価性引当額の増減額	△8.4%	△5.7%
連結子会社の適用税率差異	△1.2%	△9.6%
其他	△2.4%	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3%	19.6%

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

当社及び一部の連結子会社では、佐賀県その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。  
令和3年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は13,378千円(賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	836,594
	期中増減額	39,124
	期末残高	875,719
期末時価		784,643

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主なものは賃貸用建物の新築による増加64,822千円、減価償却による減少25,697千円等であります。
3. 期末の時価は、主として「固定資産税評価額」等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

当社及び一部の連結子会社では、佐賀県その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。  
令和4年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は14,509千円(賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	875,719
	期中増減額	△ 26,952
	期末残高	848,766
期末時価		779,922

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主なものは賃貸用土地の売却による減少1,435千円、減価償却による減少25,517千円等であります。
3. 期末の時価は、主として「固定資産税評価額」等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業の内容により事業セグメントを識別しており、「保険サービス事業」と「不動産賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算出方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日) (単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額
	保険サービス 事業	不動産賃貸 事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	596,770	92,277	689,047	2,639	691,687	—	691,687
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	9,720	9,720	—	9,720	△ 9,720	—
計	596,770	101,997	698,767	2,639	701,407	△ 9,720	691,687
セグメント利益	27,109	18,850	45,960	△ 9,112	36,849	△ 41,056	△ 4,208
セグメント資産	323,726	1,189,315	1,513,042	10,371	1,523,413	236,849	1,760,262
その他の項目							
減価償却費	6,130	31,456	37,587	—	37,587	—	37,587
有形固定資産 及び無形固定 資産の 増加額	1,217	67,240	68,457	—	68,457	—	68,457

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売仲介業務等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△41,056千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額236,849千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額
	保険サービス 事業	不動産賃貸 事業	計				
売上高							
顧客との契約 から生じる収益	606,377	—	606,377	794	607,171	—	607,171
その他の収益	—	93,678	93,678	—	93,678	—	93,678
外部顧客への 売上高	606,377	93,678	700,056	794	700,851	—	700,851
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	9,930	9,930	233	10,163	△ 10,163	—
計	606,377	103,608	709,986	1,028	711,014	△ 10,163	700,851
セグメント利益	30,912	20,933	51,845	△ 5,230	46,614	△ 38,708	7,906
セグメント資産	351,597	1,155,141	1,506,738	10,411	1,517,150	273,771	1,790,921
その他の項目							
減価償却費	6,408	31,392	37,800	—	37,800	—	37,800
有形固定資産 及び無形固定 資産の 増加額	3,599	2,721	6,321	—	6,321	—	6,321

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売仲介業務等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△38,708千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額273,771千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
AIG損害保険株式会社	272,788	保険サービス事業
東京海上日動火災保険株式会社	110,419	

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
AIG損害保険株式会社	268,557	保険サービス事業
東京海上日動火災保険株式会社	112,950	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	大石正徳	-	-	当社代表取締役	被所有直接0.71	当社の銀行借入に対する債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)	1,011,217	-	-

(注) 当社は銀行借入に対して当社代表取締役大石正徳より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社の役員	佐藤一典	-	-	㈱東北永愛友商事岩手の代表取締役	-	子会社㈱東北永愛友商事岩手の銀行借入に対する債務の被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)	36,743	-	-

(注) 子会社㈱東北永愛友商事岩手は、同社の銀行借入について同社の代表取締役社長佐藤一典より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。



当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等  
該当事項はありません。

尚、前連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)は、当社銀行借入に対して当社代表取締役大石正徳より債務保証を受けておりましたが、当連結会計年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)に、当社銀行借入に対しての当社代表取締役大石正徳よりの債務保証は全て解消しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社の役員	佐藤一典	-	-	㈱東北永愛友商事岩手の代表取締役	-	子会社㈱東北永愛友商事岩手の銀行借入に対する債務の被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)	29,735	-	-

(注) 子会社㈱東北永愛友商事岩手は、同社の銀行借入について同社の代表取締役社長佐藤一典より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
1株当たり純資産額	172.34円	190.28円
1株当たり当期純利益金額	7.67円	10.14円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	21,666	29,219
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	21,666	29,219
普通株式の期中平均株式数(株)	2,824,137	2,880,653

(重要な後発事象)

当社は、令和5年3月24日開催の第31回定時株主総会決議において、資本金の額の減少に関する決議を致しました。

(1) 資本金の額の減少の目的

本議案は、当期の法人税、住民税及び外形標準課税を含む事業税の負担軽減など、中小企業を対象とした税制上のメリットを享受し、今後の当社における成長戦略を実現することを目的とする財務戦略の一環として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少することと致しました。なお、減少した資本金はその全額をその他資本剰余金に振替えます。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

令和4年12月31日現在の資本金の額96,142,575円を76,142,575円減少し、20,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額76,142,575円の全額をその他資本剰余金に振替えます。なお、本件では発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたします。

③ 資本金の額の減少の効力発生日

令和5年5月13日

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱中央保険サービス	無担保社債	令和3年3月25日	15,000	15,000 (15,000)	2.00	なし	令和5年3月25日
当社	無担保社債	令和4年9月16日	-	27,000	2.50	なし	令和6年9月16日
合計	-	-	-	42,000 (15,000)	-	-	-

(注) 1. ( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
15,000	27,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	89,570	84,493	1.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,003	1,650	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	967,749	873,895	1.1	令和6年1月5日～ 令和25年3月5日
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	2,530	3,851	-	令和6年1月3日～ 令和9年9月14日
合計	1,060,855	963,891	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	84,728	84,965	84,850	77,951
リース債務	1,600	1,078	693	478

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】  
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】  
該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】  
該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="http://www.cig-ins.co.jp">http://www.cig-ins.co.jp</a>
株主に対する特典	保有株数に応じて、クオカードを進呈しています。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和5年3月28日

中央インターナショナルグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 照屋洋平

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に準じて、以下に掲げられている中央インターナショナルグループ株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央インターナショナルグループ株式会社及び連結子会社の令和4年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役への責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上